

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（185）」
2. 日時：平成29年6月19日 10時00分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、近田安全審査官、皆川安全審査官、
（安全技術管理官（シビアアクシデント担当）付）

舟山首席技術研究調査官、小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他12名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（炉心技術）

電源開発株式会社：炉心・安全室 炉心技術タスク担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「フィルタベント」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - フィルタベント実施に伴うベント操作時の作業員の被ばく評価における放射性物質の放出量評価のフローについて、格納容器から原子炉建屋への漏えい又はフィルタベントへの分岐について、説明すること。
 - 格納容器から原子炉建屋への漏えい率について、希ガス及びエアロゾルと無機よう素及び有機よう素で設定方法を変更している理由を説明すること
 - 放出量評価における「その他の核種」について、原子炉建屋への流入割合及びフィルタベントの放出割合をMAAP解析の結果を基にNUREG-1465により補正していることを踏まえて説明すること。
 - 気象データの妥当性について説明すること。
 - 放射性物質の実効放出継続時間の設定の妥当性及び2次隔離弁操作のための退避室の加圧時間の影響について説明すること。
 - 放射性物質の地表面への沈着速度について、97%値の乾性沈着率と湿性沈着率で差が小さいが、降雨の影響の考え方について保守的な設定となっている理由を説明すること。想定している沈着率よりも大きい場合、実際の運用とし

て対応策を考慮しているか説明すること。

- 作業員の被ばく表面について、操作及び移動時間に加え、待機時間を含めた評価を示すこと。
- 2次隔離弁操作のための退避室について、設計方針および設備概要を示すこと。
- 被ばく評価において、スクリーニングアウトした線源について説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について